

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、健全で透明性の高い経営を実施し、コンプライアンスの徹底を重視することによって長期的に企業価値の向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本方針に位置付けております。そのために、適正な業務執行のための体制の整備、運用が重要であると認識し、コーポレート・ガバナンスの充実に向けた様々な取組を実施しております。また、株主やその他のステークホルダーと良好な関係を築き、よりよいサービスを提供することで長期的な成長を遂げていくことができると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
岡本 洋明	2,139,200	25.94
CT Bright Holdings Limited	1,400,000	16.97
久野 貴嗣	713,600	8.65
Lucky Shore Investments Limited	340,000	4.12
岡本 薫	240,000	2.91
岡本 八洋	240,000	2.91
岡本 あかね	240,000	2.91
桐原 幸彦	233,600	2.83
鈴木 智也	233,600	2.83
岡本 由美子	204,000	2.47

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

該当無し

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	10 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当無し

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査、会計監査人による監査及び内部監査の三様監査を有機的に連携させるため、各監査計画及び監査実施状況については共有されています。また、四半期ごとに三者間での面談を行うなどして連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
次廣 秀成	他の会社の出身者													
内山 和久	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
次廣 秀成		—	選任理由は会社のコーポレート・ガバナンスに深い造詣があり、その知見を当社監査体制の強化に活かせると判断したためであります。
			選任理由は会計の専門的知識及び会社の管理体制の構築に関する豊富な経験があるため、その知見を当社監査体制の強化に活かせる

内山 和久	○	－	るものと判断したためであります。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有していると判断したことから、独立役員に指定しております。
-------	---	---	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
その他独立役員に関する事項	

当社は、健全なコーポレートガバナンスを確立すべく、独立役員として社外取締役候補者を選定中であります。経営に明るく、会計・法律にある程度知識があり、当社の経営や意思決定に有意義なアドバイスを頂ける方を探したいと考えております。引き続き、客観的立場から当社の経営に対する適切な意見を頂ける社外取締役の選任を検討してまいります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明	
現状においては成果に合わせた報酬で対応しているため、取締役にはストックオプションを付与していない。	
ストックオプションの付与対象者	社内監査役、従業員、子会社の取締役
該当項目に関する補足説明	

上記付与対象者については、経営参画意識の高揚と業績向上に関する意欲や士気を高めるために付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	
無し	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役及び監査役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額内において決定をしております。取締役の報酬額は、役割や会社への貢献度等を勘案して、取締役会から一任を受けた代表取締役社長が決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役へのサポートは、管理本部が行っております。取締役会の資料は、原則として事前配布を行うこととし、必要に応じて事前説明をしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社において現行の体制が、経営の公正性及び透明性を維持し、経営監視が十分な機能を確保、内部統制及びコンプライアンス遵守の徹底、迅速かつ適切な意思決定、効率的で効果的な経営及び業務執行が実現できる体制であると考えております。

以下体制の概要説明であります。

- ・取締役会
当社の取締役会は、取締役4名で構成されており、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。原則として、取締役会は毎月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営判断の迅速化を図っております。また、監査役が取締役会に出席することで、経営に対する適正な牽制機能を果たしております。
- ・監査役会
当社は監査役会設置会社であります。監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)によって構成されております。監査役会は、毎月1回の定時監査役会の開催に加え、重要な事項等が発生した場合、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び当社監査役規程に基づき重要事項の決議及び業務の進捗報告等を実施しております。また、監査役は定時取締役会・臨時取締役会に常時出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べ、業務執行の全般にわたって監査を実施しております。
- ・経営会議
当社では、隔週で、取締役、常勤監査役、各チームリーダーとともに必要に応じて顧問弁護士を加え、当社グループ運営に関する全社的・総括的なリスク管理の報告及び対応策検討の場と位置づけております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、監査役うち非常勤監査役の2名は社外監査役であります。

社外監査役が取締役の職務の執行を客観的な立場から監視する役割を担うとともに、各人の専門性が監督機能の強化に貢献していることから、経営監視機能が十分に機能する体制であるため、現状の体制としております。

なお、今後、コーポレート・ガバナンスのより一層の強化・充実をはかるため、社外取締役を選任し、独立役員とすることも検討してまいります。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は10月決算のため、定時株主総会の開催日は1月となり、集中日を避けて開催しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期及び決算発表時において、定期的に決算説明会を開催致します。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社Webサイト上にIR情報ページを設け、TDnetにおいて開示された情報や決算情報のほか、決算説明会資料やIRニュース等についても掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部にてIRを担当致します。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資者が当社の投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として、迅速にディスクローズできる体制を構築しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、内部管理体制の強化を目的として、諸規程の整備や内部監査担当を設置し、組織的な業務運営を行える体制を構築しております。内部監査担当は、内部監査規程に基づいて、事業年度ごとに監査計画書を作成し、当社の全部門に対して、会計監査、業務監査及び臨時の監査を実施しております。更に、管理部門により、各事業部から提出される請求書等の帳票、申請書類については、職務権限規程や業務フローの観点から遵守されているかを確認しており、内部監査と合わせて、内部統制システムは十分機能しております。また、監査役監査、会計監査人による監査及び内部監査の三様監査を有機的に連携させるため、三者間での面談を行うなどして、内部統制システムの強化・向上に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力との関係遮断に関する規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢としております。反社会的勢力排除に向けた具体的な体制・対応策につきましては、当社の反社会的勢力との関係遮断に関する規程、反社会的勢力対応マニュアル及び反社会的勢力調査マニュアルに基づき、全取引先との取引前におけるインターネット検索、新聞・雑誌記事等検索ツールによる記事検索による調査を実施しております。また、取引基本契約書には反社会的勢力との関係が判明した場合の解除条項を入れております。さらに、不当請求防止責任者を選任し従業員への啓蒙活動の実施及び警察や顧問弁護士などの外部専門機関との連携を行っております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

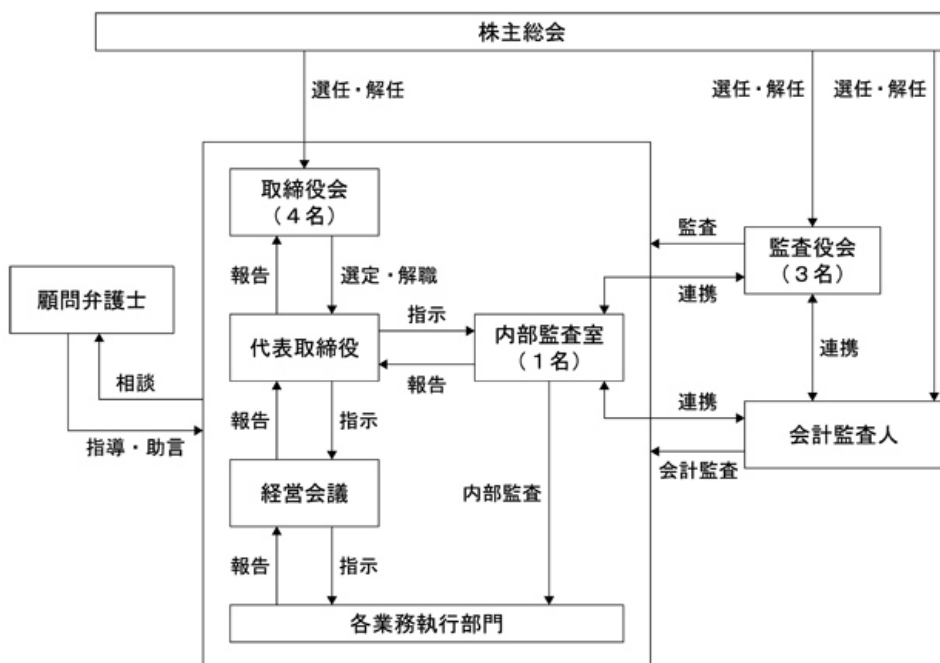
当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めていません。しかしながら、不適切な者からの支配に対する防衛策としては、企業価値及び株主価値を向上させ、市場から適正な評価を頂くことが最良の買収防衛策と考えます。また、敵対的買収とその防衛策につきましては経営の一般的課題として検討しておりますが、具体的な防衛策を直ちに採るには至っておりません。

よって、当該事項につきまして、当該事項はありませんが、買収行為を巡る法制度の整備や社会的動向を鑑みて、今後も継続的に検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組をコーポレート・ガバナンスの一環として位置付けております。当社において収集された情報は、適時開示責任者に集められ、所用の検討・手続きを経たうえで公表すべき情報は適時に公表いたします。また、社員に対する周知・啓蒙については、機密情報や個人情報の管理とともに、随時教育を行っております。

【模式図（参考資料）】



【適時開示体制の概要（模式図）】

